



# 市街地循環バスなどの運賃無料化制度 「駒らんパス」を始めます

問 政策財政課 ☎51-6710

日常生活での移動に困難を抱えている人を支援するため、希望者に市街地循環バスなどで利用できる運賃無料乗車証「駒らんパス」を交付します。



なお、現在実施している無料化サービス※は3月31日(日)をもって終了となります。  
※マイナンバーカードの提示、いきいき体操無料乗車券、新型コロナワクチン接種時の利用にかかる無料化サービス

■駒らんパスが利用できるバス 市街地循環バス・西地区シャトルバス・東地区シャトルバス

## ■利用方法

駒らんパスの交付を受けた人 バス降車時に、駒らんパスを運転手へご提示ください。



▲「電子申請」はこちらから

小・中学生、高校生は、駒らんパスが無くても次の方法により無料で利用できます。

- 小学生 バス降車時に運転手へ小学生であることを口頭で申し出てください。
- 中学生、高校生 バス降車時に運転手へ学生証を提示してください。

## ■駒らんパス利用開始日 4月1日(月)

■対象者 本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

	18歳以下の人	満65歳以上の人	障害者手帳、特定医療（指定難病）受給者証をお持ちの人	生活保護受給者	妊婦または1歳半までの子の母親
申請など	小・中学生 高校生 申請不要 (駒らんパス不要)  上記以外の人 電子申請または窓口申請してください。	㊦満65歳以上の人 電子申請または窓口申請してください。 ※ただし、次の㊧㊨のいずれかに該当する人は申請不要です。 ㊧いきいき体操参加者 いきいき体操参加時に希望を確認します。 ㊨これから運転免許証を返納する人 十和田市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請時に希望を確認します。	電子申請または窓口で申し出てください。		これから母子健康手帳の交付を受ける人 母子健康手帳交付時に希望を確認します。  すでに母子健康手帳の交付を受けた人 電子申請または窓口で申し出てください
必要書類	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)		指定難病の人は特定医療（指定難病）受給者証		なし
受付期間	3月1日(金)～(土・日曜日、休日を除く)				
窓口	政策財政課 ☎51-6710 4月1日(月)からは都市整備建築課 ☎51-6735	㊦㊧高齢介護課☎51-6720 ㊨交通安全協会☎22-0213	生活福祉課 ●障害者手帳、特定医療（指定難病）受給者証をお持ちの人 ☎51-6718 ●生活保護受給者 ☎51-6715、51-6739	子育て世代親子支援センター (4月1日(月)からは子ども家庭センター) ☎51-6797	
交付	電子申請：申請から1週間程度で郵送します。		窓口申請、窓口への申し出：窓口で即時交付します。		
手数料	なし				



## 市街地循環バス・西地区シャトルバス運休情報

3月の運休日 30日(土)～31日(日) 運休の理由 4月からの運行準備のため

その他の運行情報についてはこちらから ▶

